

『オリーブ』苗木の購入申込みについて

市内でオリーブを栽培する方を対象に、オリーブの苗木を助成(8割程度)し、安価で配布します。苗木は、3年生(高さ70~90cm程度)ですが、次のとおり種類によって値段が異なりますので、ご注意ください。

- 1 ルッカ、ネバディロ・ブランコ、ミッション、マンザニロは、600円/本です。
- 2 フラントイオ、ペンドリーノは、900円/本です。

【申込条件】

- 1 江田島市内に植樹すること。
- 2 「江田島市オリーブ栽培者の会」に入会すること。
※年会費は、無料です。オリーブの栽培方法等を勉強するための会です。裏面に規約を添付しています。
・希望者は11月15日(金)までに①「オリーブ苗木購入申込書」及び②「江田島市オリーブ栽培者の会」入会申込書をオリーブ振興室、市民センター(江田島・能美・沖美)、三高支所、各出張所、市民サービスセンター、各連絡所へ提出してください。
・申込後に配布決定通知書を令和2年2月上旬頃に送付します。
・申込後の本数の変更はできません。支払いは苗木の引き換え時に現金でお願いします。
※基本的に1種類では実が成りにくいので2種類以上の植栽が必要です。
※転売、譲渡はできません。一緒にお渡りする管理用ナンバープレートは必ず取り付けて下さい。
・申込み多数の場合は、本数等ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

●問い合わせ先: 江田島市オリーブ振興協議会(市役所 オリーブ振興室)
電話:0823-43-1643 (ファクス:0823-57-4432)

◎品種の特徴

品種	果実の大きさ	1本での結実	隔年結実(表年・裏年の有無)	説明
ルッカ	小型	○	有	自家受粉しやすい(1品種でも実をつけやすい。)油含有率が高いので、オイル向け。
ネバディロ・ブランコ	小型~中型	×	無	花粉が多いので、受粉樹として利用されている。オイル向き
ミッション	中型	△	有	漬物・オイル兼用
マンザニロ	中型~大型	×	無	漬物向き
フラントイオ	中型	○	有	自家受粉しやすい(1品種でも実をつけやすい)。花数が多く、受粉樹としての役割も担える。油含有率が高いのでオイル向き。
ペンドリーノ	小型~中型	×	無	開花が早めで開花時期が長い。受粉樹として広く利用されている。オイル向き。

【申込者控え欄】

申込日	: 令和	年	月	日
希望本数:	ルッカ	本(600円/本),		円
	ネバディロ・ブランコ	本(600円/本),		円
	ミッション	本(600円/本),		円
	マンザニロ	本(600円/本),		円
	フラントイオ	本(900円/本),		円
	ペンドリーノ	本(900円/本),		円

①オリーブ苗木購入申込書 締切 11月15日(金)

1	申込日	令和 年 月 日		
2	申込者氏名・住所 (団体・企業名、代表者氏名)	氏名:		
		住所:	町	
3	連絡先電話番号 (日中の連絡先:携帯番号等)			
4	苗木の種類	本数	単価	金額
購入希望本数	ルッカ	本	(600円/本)	円
	ネバディロ・ブランコ	本	(600円/本)	円
	ミッション	本	(600円/本)	円
	マンザニロ	本	(600円/本)	円
	フラントイオ	本	(900円/本)	円
	ペンドリーノ	本	(900円/本)	円
	合計	本		円
市記入欄				
	受付 No.			

◎植える場所の位置図(目標となる施設からの略図を書いてください。)

植える場所(字・地番と地目)	町	番地
農地・宅地・雑種地・その他		
【位置図】		

② 入会申込書

私は、江田島市オリーブ栽培者の会の活動目的に賛同し、入会を申し込みます。

令和 年 月 日

住所 〒 _____

氏名 _____ 印 (歳, 男・女)

連絡先 _____

※すでに「江田島市オリーブ栽培者の会」に入会されている方は、入会申込書の提出は必要ありません。

※参考として、栽培されていれば、記入をお願いします。

《オリーブ栽培状況》

植栽年月日	令和 年 月	植栽年月日	令和 年 月
栽培面積	m ²	栽培面積	m ²
栽培本数	本	栽培本数	本

江田島市オリーブ栽培者の会 規約

(目的)

第1条 本会は、オリーブの適切な栽培管理と生産安定を図り、栽培者の親睦と収入増を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 本会は、江田島市でオリーブを栽培する者で、入会申込書を提出した者で構成する。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 オリーブ栽培知識・技術の向上に関する事。
- 2 オリーブ栽培の振興に関する事。
- 3 会員相互の情報交換に関する事。
- 4 その他、目的を達成するために必要な事。

(役員)

第4条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は会員の互選により選出する。
- 3 会長は、本会を代表し業務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠により就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本会の会議は会長が必要と認めるとき、または会員から要望があったときに開催する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、江田島市オリーブ振興協議会に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が本会に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成29年10月7日から施行する。